



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *4 美容師法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 2
 *5 理容師法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 2
 *6 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港課)..... 3
 *7 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (教育委員会)..... 3

○ 告示

- 187 和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 8
 188 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 10
 189 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 10
 190 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (")..... 11
 191 藤崎井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 11
 *192 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更 (果樹園芸課)..... 12
 193 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 13
 194 保安林の指定 (森林整備課)..... 13
 195 " (")..... 14
 196 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 14
 197 " (")..... 14
 198 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 15
 199 " (")..... 15
 200 道路の区域変更 (道路保全課)..... 16
 201 道路の供用開始 (")..... 16
 202 道路の区域変更 (")..... 16
 203 道路の供用開始 (")..... 17
 204 平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (河川課)..... 17
 205 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 20
 206 " (")..... 20
 207 " (")..... 21

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)..... 21
 " (河川課)..... 24
 日高港緑地浜ノ瀬緑地の指定管理者の指定 (港湾空港課)..... 27

規 則

和歌山県規則第4号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

開設予 定日		を
-----------	--	---

開設予定日	年 月 日		
重複開設の 場合	理容所の名称（同一の場所で現に理容所が開設されている場合）		
	理容所の開設予定年月日（同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合又は当該届出をこの届出と同時に行う場合）	年 月 日	

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第5号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

開設予 定日		を
-----------	--	---

開設予定日	年 月 日		
重複開設の 場合	美容所の名称（同一の場所で現に美容所が開設されている場合）		
	美容所の開設予定年月日（同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合又は当該届出をこの届出と同時に行う場合）	年 月 日	

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第6号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。
第8条の表日置港の項の次に次のように加える。

新宮港	新宮緑地
-----	------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第7号

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年和歌山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる者の所得額及び所得税額を証する書類

ア 申請者

イ 申請者を所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族とする者がある場合は、その者

第3条に次の1号を加える。

(4) 就労（見込）証明書（別記第3号様式）

第4条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第6条中「うえ」を「上」に、「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第8条第1項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第9条の見出し中「所得額及び所得税額」を「就労」に改め、同条中「又はその者を扶養している者の所得」を「の当該年度の就労の日数」に、「所得額及び所得税額を証する書類」を「就労（見込）証明書」に改める。

第10条第3項中「第8条に規定する変更（異動）届又は第9条に規定する所得額及び所得税額を証する書類」を「変更（異動）届出書又は就労（見込）証明書」に改める。

第11条第1項中「うえ」を「上」に、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第2項中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第12条第1項中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に、「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第13条第1項中「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改め、「（別記第12号様式）」を削る。

第14条第1項中「別記第14号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第15条中「(別記第7号様式)」を削る。

第16条第1項中「別記第15号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に、「別記第16号様式」を「別記第15号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

修学奨励金貸与申請書								
申請者	住所				住所			
	氏名				氏名			
	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
	勤務先				勤務先			
	年度 入学 年生				保証人			
	独立行政法人日本学生支援機構からの学費の貸与の有無 有・無							
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	所得			
			歳		円			
修学奨励金の貸与を受けようとする理由								
<p>注1 申請者を所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)とする者がある場合は、その者の氏名を○で囲み、申請者に扶養親族がある場合は、当該扶養親族の氏名を□で囲むこと。</p> <p>2 「職業」欄には、自家又は自営の業務に従事している場合は、「自家」、「自営」と記入すること。</p> <p>和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例の規定により修学奨励金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。</p> <p>なお、貸与を受けた上は、誠実にその義務を履行することを誓約します。</p>								
				年 月 日				
				学校名				
				本人住所				
				氏名	Ⓜ			
				保証人住所				
				氏名	Ⓜ			
和歌山県知事 様								

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第3条関係)

就 労 (見 込) 証 明 書			
住所		氏名	年 月 日生
上記の者に係る 年度の就労の(見込)日数は、下記のとおりです。			
4月	日	10月	日
5月	日	11月	日
6月	日	12月	日
7月	日	1月	日
8月	日	2月	日
9月	日	3月	日
就労開始日	年 月 日	合計	日
<p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">事業所の所在地</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">名 称</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">給与支払者 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(自家又は自営の業務に従事する者にあつては本人)</p>			

別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第4号様式とする。

別記第6号様式中「受けましたうえ」を「受けた上」に改め、同様式を別記第5号様式とし、別記第7号様式から別記第16号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成33年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であつて、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たすこと。

(3) 3の（1）のソに掲げる資格審査調書について、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

(4) 3の（1）のタからテまでの資格等を取得等している者であること。

コンソーシアムにあつては、以下の要件を満たすこと。

ア 構成員のうち、主任技術者を配置する構成員のいずれかが3の（1）のタを満たすこと。

イ 構成員のうち、データを取り扱う構成員の全てが3の（1）のチからテまでの要件を満たすこと。

ウ 構成員のうち、サーバ機器類を取り扱う構成員の全てが3の（1）のチ及びツの要件を満たすこと。

(5) 4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会に参加した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからシまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあつては、登記事項証明書
- キ 個人にあつては、住民票
- ク 印鑑証明書
- ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- シ 誓約書
- ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- セ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
- ソ 和歌山県が示す仕様書に対する資格審査調書
- タ 主任技術者において、空間情報総括監視技術者（公益社団法人日本測量協会）の資格取得を証明する書類の写し
- チ 国際規格IS09001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証等の写し
- ツ 国際規格IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登録証等の写し
- テ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し
- ト コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、 「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」又は「（大分類）14リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シ、ス及びソに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年3月4日（金）から同月14日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成28年3月23日（水）午後4時まで和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成28年3月15日（火）午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年3月16日（水）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間

に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成28年3月25日（金）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成28年4月1日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成28年4月15日（金）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人同仁会	海南市築地1-50	訪問看護	訪問看護ステーション海南	平成 28.3.1

和歌山県告示第189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス貴志川店

和歌山県紀の川市貴志川町神戸字貫井30番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第1212号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市西大井338番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成28年3月4日から同年4月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第190号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス中黒店

和歌山県岩出市金池字春日45番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第1213号

3 意見の概要

(1) 事業予定地において行う廃棄物処理にあつては、廃棄物の飛散、流出、悪臭の発散及び作業に伴う騒音、振動等の防止に適切な措置を講じるとともに、付近の安全と生活環境の保全を図り、岩出市の環境をまもる条例、和歌山県公害防止条例、その他関係法令を遵守すること。

(2) 公害等の苦情が発生した場合は事業主(管理者)において、早急に対処し、改善すること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

岩出市事業部産業振興課(岩出市西野202番地の3)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成28年3月4日から同年4月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第191号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成28年1月31日退任)

職名 氏名 住所

理事 楠石哲也 岩出市川尻98番地の1

理事 林久晴 紀の川市上田井967番地

理事	神崎博文	紀の川市竹房202番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	堂西修	岩出市荊本153番地の3
理事	上田義美	岩出市高塚29番地
理事	出口茂行	岩出市西野301番地
理事	赤井幹夫	岩出市畑毛217番地
理事	土岐久雄	岩出市相谷30番地
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	藺部雄道	和歌山市弘西791番地
理事	木戸口清	和歌山市府中1599番地2
理事	細井巧	和歌山市直川1847番地
理事	山本俊夫	和歌山市六十谷1152番地
監事	左近定雄	紀の川市松井36番地
監事	榎本信一	岩出市大町120番地の1
監事	藤井清夫	岩出市畑毛231番地
監事	岩崎安宏	岩出市中迫361番地
監事	中村秀昭	和歌山市府中783番地

2 就任した役員(平成28年2月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	豎竹司	紀の川市黒土43番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	楠石哲也	岩出市川尻98番地の1
理事	林孝	岩出市岡田143番地
理事	高橋利之	岩出市備前2番地
理事	赤井幹夫	岩出市畑毛217番地
理事	中谷康二	岩出市中黒130番地
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	前田綱雄	和歌山市弘西853番地
理事	木戸口清	和歌山市府中1599番地2
理事	細井巧	和歌山市直川1847番地
理事	山本俊夫	和歌山市六十谷1152番地
監事	稲垣眞澄	紀の川市中井阪67番地
監事	出口茂行	岩出市西野301番地
監事	前川昭和	和歌山市園部930番地

和歌山県告示第192号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例(平成25年和歌山県条例第16号)第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成28年3月4日から施行する。

平成25年和歌山県告示第342号(和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定)は、平成28年3月3日限り廃止する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

次の表に掲げる市町村(特別区を含む。)の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する

省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

都道府県	市町村（特別区を含む。）
茨城県	水戸市
埼玉県	飯能市及び入間市
東京都	足立区、八王子市、昭島市、福生市、羽村市及び奥多摩町
滋賀県	長浜市
大阪府	吹田市
兵庫県	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市
奈良県	奈良市及び桜井市

和歌山県告示第193号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月17日まで縦覧に供する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第69号	日高郡日高川町蛇尾字西裏344-1外2筆
平成27年度第70号-1	日高郡印南町西ノ地字下真田1251-1
平成27年度第70号-2	日高郡印南町印南原字瀧之口511外4筆

和歌山県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二川字三瀬川谷北68の1、70、71の2、72の1、76の8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三瀬川谷北68の1・70・71の2・72の1・76の8（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字上津木字柿谷160の2（次の図に示す部分に限る。）、160の6、181の1、181の2（次の図に示す部分に限る。）、182の17

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柿谷160の2・160の6・181の1・181の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第196号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第197号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
古座川町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第198号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第199号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋929番5地先から同町大川字三ツ嶋923番9地先まで	旧	4.28 ） 9.31	414.20	
同上	新	5.34 ） 27.11	414.00	

和歌山県告示第201号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋929番5地先から同町大川字三ツ嶋923番9地先まで

供用開始の期日 平成28年3月4日

和歌山県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町小畑字相上815番1地先から同市下津町小畑字相上821番1地先まで	旧	3.36 } 10.15	55.00	
同上	新	4.00 } 11.44	55.00	

和歌山県告示第203号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町小畑字相上815番1地先から同市下津町小畑字相上821番1地先まで

供用開始の期日 平成28年3月4日

和歌山県告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達業務の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達業務の名称及び数量

平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達

予定調達電力量 1,398,005kWh

(2) 契約期間

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（平成28年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成29年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、告示日現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
 - (8) 申請日現在において、5年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できる者であること。
 - (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
 - (10) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
 - (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「事業法」という。）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は事業法第16条の2第1項の規定による届出を行い受理されている特定規模電気事業者であること。
 - (12) 申請日現在において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年1月20日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者で開札までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。
 - (13) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
 - (14) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。
 - (15) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、平成27年度末から過去3年間に於いて1の（1）の予定調達電力量以上の電気を1施設で1年以内に供給した実績がある者であること。
 - (16) 平成24年度に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定による勧告を受けていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、その手続等については、別に定める競争入札参加資格申請に関する資料のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 業務状況調書
 - ウ 誓約書
 - エ 権限者が営業所長等に委任する場合には、委任状
 - オ 和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及び確認資料
 - カ 使用印鑑届
 - キ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - ク 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、次に掲げる書類
 - （ア）事業法第16条の2第1項の規定により届出をした者であることを証する書面の写し
 - （イ）平成27年度末から過去5年間における契約実績を証する書類の写し
 - （ウ）法人にあつては、提出日において発行後3か月を経過していない当該法人の商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

(エ) 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 県内に本店の所在する法人にあっては、当該本店が所在する市町村が課する法人市町村民税

d 支店又は営業所の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該支店又は営業所の所在する市町村が課する法人市町村民税

e 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(カ) 2の(13)から(15)までに掲げる要件を満たしていることを証する書類又はその写し

ケ 返信用封筒（郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

(2) (1)のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成28年3月4日（金）から同月25日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年3月11日（金）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、平成28年3月25日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 平成28年3月25日（金）から同年4月8日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により、資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成28年4月7日（木）午後3時までに、5に掲げる場所へ必着させること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成28年4月22日（金）までに郵送により送付する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成28年4月28日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対しては、平成28年5月13日（金）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、2の要件を満たさない者となったときは、その資格を取り消すものとする。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがあるものとする。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

和歌山県告示第205号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3334	岩出市根来字烏72番1の一部	岩出市清水364番地4 有限会社サカエ土地建物 取締役 上田栄司	平成 28. 2. 19	6. 00	60. 30

和歌山県告示第206号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3305	伊都郡かつらぎ町西飯降字 西本177番1の一部、178番2 の一部、182番の一部、183 番の一部、184番の一部、 里道	奈良県五條市新町一丁目7 番48号 株式会社井上工務店 代表取締役 井上猛	平成 28. 2. 22	6. 00	38. 89
				6. 00	26. 50

和歌山県告示第207号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3320	紀の川市貴志川町長原字大前562番1の一部	和歌山市手平四丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀	平成 28. 2. 22	6.00	62.64

公 告

入 札 公 告

和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成28年度から平成33年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借

(3) 調達業務の内容

仕様書及び入札説明書による。

(4) 業務期間

契約日から平成33年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成28年和歌山県告示第187号に規定する和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成28年3月4日（金）から同月14日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成28年3月23日（水）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成28年3月15日（火）午後2時

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成28年4月14日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成28年4月13日（水）午後4時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(2) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合があります。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

- (4) この一般競争入札は、平成28年2月和歌山県議会において、平成28年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of geographical information system ;
lease of equipment

- (2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 14 April 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 13 April 2016)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2404

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達業務の名称及び数量

平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達

予定調達電力量 1,398,005kWh

- (3) 調達業務の仕様等

仕様書による。

- (4) 調達場所

和歌川ポンプ場

和歌山市塩屋地内

- (5) 契約期間

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（平成28年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成29年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県告示第204号に規定する平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

(2) 期間

平成28年3月4日（金）から同月25日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成28年3月11日（金）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、平成28年3月25日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおりとする。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-A

イ 入札日時

平成28年5月27日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格結果通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年5月26日（木）午後3時までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の（5）による再度の入札にあつては、この限りでないこと。

(4) 入札の際には、競争入札参加資格結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 入札の延期等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員（以下「職員」という。）を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ア 名称
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3132
ファクシミリ番号 073-433-2147

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :
Electricity about 1,398,005kwh to use at the Wakagawa pumping station
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 27 May 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 3:00 p.m. 26 May 2016)
- (3) Contact point for the notice :
River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-3132
FAX 073-433-2147

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港緑地浜ノ瀬緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 美浜町
和歌山県日高郡美浜町和田1138-278
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで